

統合型・公開型G I S導入及び道路台帳電子化事業に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、統合型・公開型G I S導入及び道路台帳電子化事業の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

統合型・公開型G I S導入及び道路台帳電子化事業

(2) 事業の内容

別紙「統合型・公開型G I S導入及び道路台帳電子化事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに。なお、仕様書内で規定した事業の内容は、統合型・公開型G I S導入及び道路台帳電子化の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際の事業の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

システム構築期間 契約締結日から令和6年2月末日まで

システム運用期間 構築完了の翌月1日から5年間

3 経費上限額

次の金額を上限とする。

【内訳（消費税及び地方消費税含む。）】

令和5年度 初期システム導入経費（委託料）及び運用経費（借上料、保守）	70,000,000円
令和6年度以降 運用経費（借上料、保守） ※運用開始日より60か月分（令和5年度を除く）	20,000,000円
合計	90,000,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- ①地方公共団体において、過去5年以内（平成30年度～令和4年度）に統合型G I S、公開型G I Sに関する業務と同種又は類似の業務を受託し、完了した実績があること。

- ②地方公共団体において、過去5年以内（平成30年度～令和4年度）に道路台帳電子化に関する業務と同種又は類似の業務を受託し、完了した実績があること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ④契約締結までの間のいずれの日においても、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（昭和61年要綱）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成8年要綱）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- ⑦朝霞市の物品の買入れ等入札参加資格者名簿に登録されていること。

6 スケジュール

内容	日程
(1) 公告（仕様書の）公表	令和5年4月14日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和5年4月20日（木）午後5時必着
(3) 質問に対する回答	令和5年4月24日（月）午後2時
(4) 参加申込書の提出期限	令和5年4月27日（木）午後5時必着
(5) 企画提案書等の提出期限	令和5年5月11日（木）午後5時必着
(6) プレゼンテーション	令和5年5月16日（火）、17日（水）
(7) 結果通知	令和5年5月24日（水）
(8) 契約締結・業務開始	令和5年6月上旬予定

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

7 公告

(1) 公告開始日

令和5年4月14日（金）

(2) 公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月20日（木）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

質問事項は、「様式1 質問書」に必要事項を記入し、「17 担当部署」宛てに電子メールで提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、受信確認の電話連絡を行うこと。

（3）回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、令和5年4月24日（月）に、市ホームページ上で公表するものとする。

9 参加に係る書類の提出

（1）提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式2	
② 企画提案書鑑	様式3	
③ 業務実績書	様式4	事業者としての同種・類似業務の実績について記載（平成30年度～令和4年度、主なもの4件以内）
④ 業務実施体制表	様式5	担当者とその業務内容等について記載（主任技術者含め代表して5名以内）
⑤ 担当者経歴調書	様式6	担当者の実務経験年数、業務実績等について記載
⑥ 企画提案書本文	様式任意	「10 企画提案書」参照
⑦ 参考見積書	様式任意	封入押印すること「11 参考見積書」参照
⑧ 参考見積書（写し）	様式任意	「11 参考見積書」参照

※様式4「業務実績書」及び様式6「担当者経歴調書」に記載する同種・類似業務について

同種業務	統合型・公開型GIS導入業務、道路台帳電子化業務
類似業務	統合型GIS導入業務、公開型GIS導入業務、道路台帳施設情報管理GIS導入業務、都市計画情報管理GIS導入業務、道路台帳管理システム導入業務

（2）提出部数

- ① 正本（上記書類①～⑧のもの） 1部（社名等を表記すること。）
- ② 副本（上記書類②～⑥） 15部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）
- ③ CD-R又はDVD-R 1枚（上記書類②～⑥及び⑧の電子データを格納したもの。）

(3) 提出期間

書類① : 令和5年4月17日(月)から4月27日(木)午後5時まで(必着)

書類②～⑧ : 令和5年4月28日(金)から5月11日(木)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

書類① : 「17 担当部署」宛てに、電子メール又は郵送で提出すること。

書類②～⑧ : 「17 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。

郵送の場合、提出期間内に到達した書類のみ受け付ける。持参する場合は、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

(5) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、市は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者(以下「参加者」という。)に無断で使用しない。

10 企画提案書

(1) 体裁

- ① 表紙には、表題として「統合型・公開型GIS導入及び道路台帳電子化事業 企画提案書」と記載すること。
- ② 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ③ 図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。
- ④ 日本工業規格A4(縦)として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。(ただし、業務工程表はA3(横)でも構わないものとするが、ページ数は2ページとしてカウントする。)
- ⑤ 後述の提案項目内容を30ページ以内にまとめること(表紙、目次はページ数に含めない)。
- ⑥ 文字サイズは10.5ポイント以上とする(図表中の文字については除く)。フォントの指定はなし。
- ⑦ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

- ① 事業の実施方針
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ 提案システムの特徴
 - (ア) 統合型GISの特徴
 - (イ) 公開型GISの特徴
 - (ウ) 道路台帳電子化の特徴

(エ)窓口システムの特徴

- ⑤ システム構成
- ⑥ 教育・研修
- ⑦ データ整備
- ⑧ 運用保守
- ⑨ セキュリティ対策
- ⑩ その他提案

1.1 参考見積書

本事業を受注するに当たり希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載すること。また、以下のとおり区分して記載すること。

① 令和5年度 初期システム導入経費（委託料）及び運用経費（借上料、保守）
② 令和6年度以降 運用経費（借上料、保守） ※ 運用開始日より60か月分（令和5年度を除く）
③ 合計

1.2 審査

(1) 審査方法

「統合型・公開型GIS導入及び道路台帳電子化事業に係るプロポーザル審査要項」に基づき、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

ただし、本プロポーザルへの参加申込が6者以上あった場合、プロポーザル審査委員会において、1次審査として、プレゼンテーション審査前に、企画提案書等の内容を「統合型・公開型GIS導入及び道路台帳電子化事業に係るプロポーザル審査要項」を基に書類審査し、プレゼンテーションに参加する者を5者に選定する場合がある。

(2) 優先交渉権者の選定

プロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」を踏まえ総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。

(3) 審査基準

「別紙1 審査基準」に記載。

(4) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

企画提案書に基づき、貴社の取り組み姿勢やシステムの特徴及び利便性、本市の要望に対する提案や諸課題の解消に向けた工夫等の説明をすること。時間内であれば、必要に応じてデモンストレーション

等を行うことも可とする。

プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

プレゼンテーションは非公開とし、内容の録音及び録画は禁止する。

プレゼンテーション会場への入室は、定められた時間以外は禁止する。

① 日時・会場

日時 令和5年5月16日（火）、17日（水）

開始時間は改めて通知する。

会場 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

② プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 30分以内（説明途中であったとしても、設定時間に達した時点で説明を終了するものとする。）

質疑応答 10分以内

片付け 5分以内

※ 説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

③ 参加人数

参加人数は5名以内とし、提案内容の説明は、主任技術者等、本業務実施体制に記載されている者が行うこと。

（５） 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和5年5月24日（水）に通知することを予定している。

1.3 契約

（１） 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と事業に係る詳細について協議する。

（２） 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。

なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.4 辞退

企画提案書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに「様式7 辞退届」を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

1.5 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

（１） 参考見積書の金額が記載する上限額を超過している場合

（２） 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1 6 特記事項

- (1) 本市に関する資料は、いずれも朝霞市ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受注者との契約を解除することができる。この場合、市は損害賠償等の責を負わない。
- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例（平成13年条例第25号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (9) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。

1 7 担当部署

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課（朝霞市役所 本館5階）

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-2518（直通） FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp